

憲法改悪を許さない全国署名 各地でこんな取り組みが [72]

2024年12月11日

9条改憲NO! 全国市民アクション 連絡先 メール info@kaikeno.com ☎03-3221-4668
〈住所〉〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 3-3-3 太陽ビル 402 市民ネット内

★与党過半数割れ、改憲派三分の二割れ [総選挙結果] 政治が民意を聞く時！ 今こそ野党は共闘！

- 要求・公約実現、ストップ改憲論議のチャンス
- 今こそ市民と野党の共闘、野党は共闘の強化
- 与党が少数なら政権が移って当然！少なくとも国会運営の横暴、強行はできず、民意反映の徹底論議を！

★軍事独裁ほうふつさせる韓国大統領の「非常戒厳」、学ぶべきは解除させた韓国市民の民主主義の力

- 韓国の尹錫悦大統領は12月3日夜、「非常戒厳」を宣布、戒厳軍の国会突入などの事態となった
- これに対し、数千人の市民が国会前に結集、国会議員を激励し、国会は「解除決議」を採択、宣布後数時間で尹大統領に撤回させた。韓国市民・民主主義の力だ！
- 尹大統領の弾劾を求め、数十万人の市民が全国から結集して国会前で集会、全国各地でも集会などの抗議行動を展開（7日）
- 「大統領弾劾訴追案」は不成立。野党は再度提案の意向
- 市民は9日も「主権者は国民！」「弾劾が答え！」などとアピール、ソウル、光州、釜山など各地で集会

★恐るべき韓国憲法の「大統領・戒厳宣布条項」

- 「大韓民国憲法」、別項関係条文参照
- 日本の改憲派が策している「緊急事態条項」そのもの！
- 「憲法改正で緊急事態条項を整備せよ」（馬場維新の会前代表）など憲法音痴と悪乗りは許せない

〈尹大統領が発出した「非常戒厳」の根拠—大韓民国憲法から〉

第76条

- ①大統領は内憂・外患・天災・地変又は重大な財政・経済上の危機に際し、国家の安全保障又は公共の安寧秩序を維持するため緊急の措置が必要であり国会の集会を待つ余裕がないときに限り最小限の必要な財政・経済上の処分を行い、又はこれに関して法律の効力を有する命令を発することができる。
- ②大統領は国家の安んじにかかわる重大な交戦状態において国家を保衛するために緊急の措置が必要であり国会の集会が不可能なときに限り法律の効力を有する命令を発することができる。
- ③大統領は第1項と第2項の措置を行ったときには大統領は遅滞なく国会に報告し承認を得なければならない。

- ④第3項の承認を得られないときにはその処分又は命令はそのときから効力を喪失する。この場合その命令により改正又は廃止された法律はその命令が承認を得られない時から当然に効力を回復する。
- ⑤大統領は第3項と第4項の事由を遅滞なく公布しなければならない。

第77条

- ①大統領は戦時 事変又はこれに準ずる国家非常事態において兵力により軍事上の必要に応じ、又は公共の安寧秩序を維持する必要があるときには法律の定めるところにより戒厳を宣布することができる。
- ②戒厳は非常戒厳と警備戒厳とする。
- ③非常戒厳が宣布されたときには法律の定めるところにより令状制度、言論・出版・集会・結社の自由、政府や裁判所の権限に関し特別な措置をすることができる。
- ④戒厳を宣布したときには大統領は遅滞なく国会に通告しなければならない。
- ⑤国会が在籍議員過半数の賛成で戒厳の解除を要求したときには大統領はこれを解除しなければならない。

〈自民党「日本国憲法改正草案」(2012年)から〉

第九章 緊急事態

(緊急事態の宣言)

第九十八条

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震、噴火、津波等の災害その他の事由があるとき、緊急事態の宣言をしなければならない。この場合その命令により改正又は廃止された法律はその命令が承認を得られない時から当然に効力を回復する。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したときは、法律は定めるところにより、即日、これを継続し、必要宣言を速やかに解除し、これを継続しようとするときは、法律は定めるところにより、これを超えることとなる。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替へるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条の宣言がなされたときは、法律の定めるところにより、内閣は法に拘束されず、他の処分を執行し、地方自治体の長、内閣の総務官、内閣府の長官、及びその長官に對しては、法律の定めるところにより、必要な指示を出すことができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言がなされた場合には、何人も、法律の定めるところにより、生命、身体及び財産を保護するに必要となる措置を講ずるに妨げられない。この場合において、第十四条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条の各条の規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言がなされた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散され、両議院の議員の任期及びその選挙期の特例を設けることができる。

〈緊急事態条項の創設に関する3党派（日本維新の会、国民民主党、有志の会）合意（2023年3月）「緊急事態条項(国会議員の任期延長)概要」から〉

いかなる緊急事態においても国会機能を維持し、権力を統制・分立することが重要であることに鑑み、繰延投票や参議院の緊急集会では対応できないような広範かつ長期にわたる緊急事態に備えて、議員任期の延長等に関する規定を創設する。

実体的要件

5事態の発生 ①武力攻撃、②内乱・テロ、③自然災害、④感染症のまん延+⑤その他これらに匹敵する事態
+選挙実施困難（広範性・長期性）選挙の一体性が害されるほどの広範な地域において国政選挙の適正な実施
が70日を超えて困難であることが明らか

手 続

内閣の発議+国会の議決（3分の2以上の多数）

効 果

任期延長・前議員の身分復活

国政選挙が適正に実施されるまでの間、衆議院議員又は参議院議員の任期を延長（上限6ヵ月・再延長可）

- ・選挙可能時には終了議決（過半数）
- ・解散後・任期満了後は、前議員の身分を復活させた後に任期を延長

選挙期日特例 解散後40日以内の総選挙実施規定を適用除外

- ・憲法裁判所の関与の必要性のほか、議員任期延長以外の国会機能維持のための措置や、絶対に制限してはならない人権に係る規定等の条文案については、今国会（令和5年常会）中に成案を得ることを目指す。
- ・国会機能が維持できない場合に備えた緊急政令及び緊急財政処分に係る規定についても、論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。

〈公明党「衆院選政策集」〈当面する重要政治課題〉「日本国憲法について」から〉

2. 緊急事態における国会機能の維持

わが国に大災害が襲うなど国家の危機といえる事態に、国会機能を維持することは極めて重要です。緊急の立法措置や必要な予算を速やかに成立させ、行政を監視することは、国会の責務です。

○国家の危機といえる緊急事態時に、国会議員の任期の延長を認めるべきか議論があります。国会議員の任期については、衆議院議員は4年、参議院議員は6年と憲法で明確に規定されています（憲法45条、46条）。例えば、任期満了直前に東日本大震災のような大災害等が起こり、国政選挙の実施が長期間困難となる場合が想定されます。こうした場合に備えて、憲法を改正し、国会議員の任期延長を認めるべきではないかとの考え方があります。

一方では、現行憲法には、衆議院の解散後、国に緊急の必要があるときは、内閣は参議院の緊急集会を求めることができ（同54条2項、3項）、議員任期の延長は必要がないとの意見があります。

（中略）

○また国家の緊急時に、国民の自由を制約し、また内閣に緊急政令を発出できる根拠を憲法上明記すべきとの意見があります。現行憲法にも、営業の自由や移動の自由、財産権の内容などに、公共の福祉による制約があることが規定されています。国家の緊急時といってもさまざまな事態があり、それぞれの危機管理法制の中で私権に対する一定の制約とその手続、必要な補償規定等を具体的に整備してゆくしかないと思われまます。また不測の事態にも対応できるよう、政令委任ができる範囲をあらかじめ法律の中に規定すべきと考えます。

議会制民主主義の基本に関わることであり、また緊急集会が参議院の基本的かつ重要な権能であることを踏まえながら、任期延長ができる要件、手続をどう厳格かつ明確に定められるのかを含め、さらに論議を積み重ねてまいります。

★各地の行動から（10月下旬から11月上旬を中心に）

北海道 「戦争しない日本に」 **美唄市・岩見沢市**
南空知憲法共同センターは10月20日、宣伝行動、「戦争をしない日本に1票を」と書いた横断幕を掲げて市民にアピールしました。

青森 署名宣伝に反響 **青森市**
青森県九条の会は10月30日、「憲法改悪を許さない全国署名」を広げる街頭宣伝に取り組み、草の根からの運動をいっそう広げようと署名を呼びかけました。署名をした市民から力強い賛同の声も寄せられました。

宮城
・憲法変えてはいけない **仙台市**
みやぎ憲法九条の会は10月27日、「憲法9条を守り生かす宮城のつどい」を開き、約1000人が参加、田中優子法政大学前学長が講演し、「憲法は一字一句変えてはならない」と強調しました。
・草の根運動が世界動かす **仙台市**
教職員組合や女性団体などで作る実行委員会が主催し、教育について様々な立場から語り合う「みやぎ教育のつどい」が10月27日開かれ、約200人が参加、「草の根の運動が要求実現でも、平和の問題でも社会を動かし世界を動かす」と共有しました。

山形 “命を救え” **山形駅前**
9条改憲NO!やまがた県民の会は10月7日、「10・7イスラエルのガザ攻撃1年」街頭宣伝行動を取り組みました。

群馬 「マエキン行動」600回目 **前橋駅前**
2012年9月から毎週金曜日の夕方行われている「原発なくそう」「再稼働させな」と訴える「マエキン行動」が、10月18日で600回目を迎えました。延べ8000人近くが参加しています。

栃木 憲法守り生かす政治に **宇都宮市**
「憲法を守り生かす共同センターとちぎ」が2013年から取り組んでいる水曜日宣伝が、10月には500回を数えました。雨の中参加者は宇都宮市本町交差点に集合し、横断幕を掲げてアピールしました。

東京 必ず憲法守りぬく **国会前**
総がかり行動実行委員会と9条改憲NO!全国市民アクションは11月3日、国会前で「憲法変えさせない!戦争反対!今こそ平和と人権 11・3国会大行動」に取り組みました。2300人が集まり「改憲反対」「みんなの力で政治を変えよう」と声を上げました。
衆議院総選挙で与党過半数割れ、改憲を掲げる勢力（自民、公明、維新、国民民主、保守、参政、無所属の一部）3分の2割れとなった状況の下での取り組みで、政治を変えよう、中身を変えよう、来年の参院選では本格的に自民党政権を終わらせようと意気上がる行動でした。

神奈川 米軍基地知る機会に **横須賀市**
市内の三笠公園で10月20日、第39回ピース・フェスティバルが開かれ、「原子力空母交代を問う3000人市民アンケート」の結果と分析を示す展示や、「ここが問題!自衛隊導入トマホーク」と題し、その危険性などを開設したパネルも展示されました。

長野
・ガザ攻撃即時停戦を求める **長野駅前**
戦争をさせない1000人委員会・信州、県護憲連合、9条の会、県憲法会議、県労組会議、県労連が

主催し10月7日、イスラエルのガザ攻撃に対し、即時停戦と国連憲章に添った平和的解決を求める街頭宣伝を行いました。

- ・**県内4カ所目の「9条の碑」** **上田市**
戦没画学生慰霊美術館「無言館」の近くに建立された「憲法9条の碑」の除幕式が11月4日開かれました。県内で設置4番目となる同碑の除幕に当たっては、憲法9条を無傷のまま次世代につなげようと思いを固めました。

新潟

- ・**虐殺は今すぐやめろ** **新潟市**
市民有志が毎月続ける「パレスチナ連帯スタンディング@新潟」が10月26日行われ15人が参加しました。
- ・**改憲許さない 運動強化訴え** **新潟市**
「憲法を守る新潟県共同センター」は11月3日、約40人が参加して「今こそ平和と憲法を生かした政治を」と訴えました。

富山

改憲を許さず憲法生かそう

富山駅前

「日本国憲法を守る富山の会」は11月3日の宣伝署名行動で、総選挙で改憲勢力が3分の2を下回ったことを紹介し、「憲法改悪は許さない」署名への協力を訴えました。

石川

- ・**虐殺即刻やめて** **金沢市**
10月7日、イスラエルによるガザの虐殺に抗議するスタンディングが市民有志の呼びかけで行われました。毎週火曜日夕方に行われているスタンディングは51回目を迎えます。
- ・**戦闘機騒音の受忍限度軽視** **小松市**
自衛隊小松基地で統合防空ミサイル防衛訓練など日米共同訓練が予定されていることをうけて、石川県平和委員会など4団体は10月9日、小松基地を訪れ、訓練の中止を求める申し入れを行いました。
- ・**「年金不満」シール続々** **金沢市**
全日本年金者組合石川県本部は10月9日、街頭宣伝に取り組み、「物価上昇を上回る年金の引き上げを実現しましょう」と訴えました。シールアンケートでは、「年金に関心がある」「年金に満足していない」などにシールが集まりました。
- ・**違法状態なお** **小松市**
自衛隊小松基地の戦闘機の騒音をめぐる「小松基地爆音訴訟」を支援するため、10月21日から5日間市民が騒音調査に取り組みました。調査時間（午前8時～午後5時）の間に30回以上飛び立ち、騒音は毎回ほぼ90デシベルを超えていました。
- ・**改憲NO! 訴え** **金沢市**
「憲法改憲NO! 市民アクション・いしかわ」は11月3日、県民集会を開き、ジャーナリストの布施右にさんが講演。約200人が参加しました。集会後市内をパレードして憲法9条を守るよう訴えました。

愛知

- ・**名古屋港の利用は拒否を** **名古屋市**
10月23日から日米共同統合実働演習「キーン・ソード25」が予定されていることを受けて、安保破棄・諸要求貫徹愛知県実行委員会など3団体は10月9日、名古屋港管理組合に対し名古屋港の利用を拒否せよと申し入れました。
- ・**福祉予算を削るな** **名古屋市**
「福祉予算削るな! 福祉を金儲けにスルナ! 愛知県民集会」が10月27日開かれ、約550人が参加し、保育や障害福祉の関係者、自治体職員らがリレートークをおこないました。
- ・**戦争する国にしない** **名古屋市**

「あいち九条の会」は11月3日、前川喜平氏を招き、「憲法9条を守ろう2024愛知県民のつどい」を開き、オンラインと合わせて850人が参加しました。

岐阜

・声を上げよう 投票に行こう 岐阜市

「戦争させない・9条壊すな！岐阜総がかり行動実行委員会」による集会とデモ行進が10月19日行われ、80人が参加し、「選挙に行って政治を変えよう」と呼びかけました。

・疑問や不安置き去り 岐阜市

岐阜・九条の会による「サロン9条例会」が10月22日行われ、「押し付けないで！マイナ保険証—あなたの不安・疑問に答えます—」と題して、竹田智雄氏（全国保険医団体連合会会長）が講演しました。

・憲法を守る最先端に 9条の碑除幕 岐阜市

県内2つ目、市内では初となる9条の碑が完成し、11月3日除幕式がありました。碑は、地域の人たちに平和と憲法について考えてもらうスポットになるようにと、建設されました。

三重

誰もが過ごしやすい社会に

津市

10月11～13日まで開催された「津まつり」の中で、「三重レインボーパレードin津まつり2024」が行われました。「LGBTQの過ごしやすい街を目指して講演活動や交流会を開催しています」など三重レインボープライドの活動や主張を行進の中で紹介しました。

滋賀

「戦争する国」に警鐘

大津市

「9条改憲NO！市民アクション・滋賀」は11月3日、19回目となる「9条改憲を許さない県民集会」を開き、海渡雄一弁護士が「いま新しい戦前にしないために」と題して講演。集会後市内をデモ行進しました。

京都

9条改憲許さない

京都市

憲法9条京都の会、9条改憲NO！全国市民アクション京都是11月3日、「生かそう憲法 守ろう9条 11・3憲法集会」を開き1800人が参加。「9条改憲、絶対許すな」と繁華街をデモ行進しました。

大阪

・憲法いかした政治に

大阪市

大阪憲法会議・共同センターは10月11日、「さよなら自民党政治！憲法をいかした、当たり前政治を！」と訴える緊急宣伝を行いました。

・憲法もっと身近に

b 大阪市

「輝け憲法！平和といのちと人権を！おおさか総がかり集会」が11月3日開かれ、1200人以上が参加。集会後にパレードし、「生かそう憲法」「とめよう大軍拡」をアピールしました。

和歌山

・憲法の破壊を許さないデモ

和歌山市

憲法9条を守る和歌山弁護士の会は10月28日、定例の「憲法の破壊を許さないランチTIME デモ」を実施し、50人が参加しました。

・暮らし支援求め交渉

和歌山市

国民要求実現和歌山市大運動実行委員会は10月29日、約160項目の市民要求で和歌山市と交渉し、暮らしへの支援や住みよいまちづくりを求めました。

兵庫

・税金戦争に使うな

神戸市

兵庫県憲法共同センターなどは10月8日、憲法を生かす昼休みパレードを行い、「裏金議員は落選を」「私の税金戦争に使うな」と訴えて繁華街をパレードしました。

・本当の政治改革へ **神戸市**
兵庫県憲法会議は11月3日、神戸憲法集会を開き400人が参加。上脇博之神戸学院大学教授と猪苗代結民青同盟兵庫県委員長が語り合いました。

岡山 **核兵器廃絶へ進もう** **岡山市**
岡山県原水協は10月30日、「核兵器なくそう！おりづるパレード」を行い、パレード終結地点で、日本政府に核兵器禁止条約参加を求める署名宣伝に取り組みました。

広島 **大軍拡暴走とたたかう** **広島市**
「平和といのちと人権を ヒロシマ憲法集会」が11月3日開かれ、「九条の会」事務局長小森陽一さんが、「戦後・被曝80年へ 未来のつくり方」と題し講演しました。

愛媛 **国民の声が届く政治実現しよう** **松山市**
「安保法制（戦争法）の廃止を求める愛媛の会」は10月29日街頭宣伝に取り組み、憲法を守り、安保法制を廃止し、国民の声が届く政治を実現しようと訴えました。

高知 **戦争遺跡を平和の砦に** **高知市**
こうち九条の会、女性「九条の会」高知は11月3日、「戦争の記憶に学び、平和憲法を活かす」をテーマに、憲法公布78周年県民のつどいを開き、約150人が参加しました。

福岡
・マイナ保険証トラブル74% **福岡市**
福岡県保険医協会と福岡県歯科保険医協会は10月31日、記者会見を行い、それぞれの会員医療機関を対象に行ったオンライン資格確認システムのトラブルが70%の医療機関で経験していることなどの調査結果を公表し、12月2日実施強行反対を訴えました。

・草の根で軍拡止める 軍事拠点ノー **北九州市**
「平和をあきらめない北九州ネット」は11月3日憲法集会を開き、終了後「選挙結果は改憲ノーだ！」「九州を軍事拠点にするな」などコールをしながらデモ行進しました。

長崎 **街中での日米合同軍事パレードに抗議** **佐世保市**
市内のアーケード街で11月4日、陸上自衛隊、海上自衛隊、米海軍佐世保基地が合同で19回目となる軍事パレードの実施が強行されました。これに対し佐世保平和委員会、新日本婦人の会佐世保支部などのメンバーが、「佐世保を出撃基地にするな！」などのプラカードを掲げて抗議をしました。

熊本
・県内4野党が合同街頭演説 **熊本市**
衆議院の解散を受けて県内4野党の合同街頭演説が10月9日行われ、全ての水俣病被害者の救済、川辺川ダム建設中止、港湾や空港の軍事拠点化の阻止など7項目の共通政策に合意し、協力・共同してたたかうことを確認し、市民に訴えました。

・敗戦後新憲法が希望に **熊本市**
「くまもと九条の会」は11月3日、「憲法が生きる社会の実現を」と横断幕やプラスターを掲げ、「憲法改悪を許さない全国署名」を呼びかけました。訴えでは憲法が制定され敗戦後の市民の希望となったことも紹介されました。